

議案第 28 号

専決処分の承認を求めることについて

北本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 5 年 5 月 18 日 提出

北本市長 三 宮 幸 雄

専 決 処 分 書

北本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和5年3月31日

北本市長 三 宮 幸 雄

北本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

北本市国民健康保険税条例（昭和46年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第22条第1項第2号中「28万5,000円」を「29万円」に改め、同項第3号中「52万円」を「53万5,000円」に改める。

第22条の2中「第23条の2」を「第23条の2第1項」に改める。

第23条の2第2項中「その他の特例対象被保険者等であることの事実を証明する書類」を「又は雇用保険受給資格通知（同令第19条第3項に規定するものをいう。）」に改める。

附則第2項中「第22条第1項」を「第22条」に、「同項」を「同条第1項」に改める。

附則第3項、第4項、第6項から第9項まで、第12項及び第13項の規定中「第22条第1項の」を「第22条の」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の北本市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。